

フィリピンにおける知的財産権事件手続規則 の改正

弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所

日本国弁護士・弁理士

永田 貴久



弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所は、TNY Group の共同代表である永田貴久弁護士が代表社員を務めており、日本及び各国における訴訟・交渉、産業財産権の出願、知的財産権の権利行使の代理およびサポート、法令調査、各種契約書の作成等のリーガルサービスを提供している。TNYグループの事務所として日本（TNY 国際法律事務所、永田国際特許事務所）、タイ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、イスラエル、エストニア、バングラデシュ、ベトナム、フィリピンに事務所を有する。永田貴久弁護士・弁理士は TNY グループ創設者であり、日本及び各国における出願実務および権利行使について豊富な経験を有している。

【概要】

2020 年 11 月 16 日、フィリピンにおいて知的財産権訴訟に関する改正規則が施行された（以下「本改正規則」という。）。本改正規則は、2019 年に改正された民事訴訟に関する規則、証拠に関する規則および刑事訴訟に関するガイドラインにおいてなされた変更を考慮して作成されている。以下、いくつかの特筆すべき点について解説する。なお、本改正により各種文言がジェンダー平等を意識したものへと変更された（例：“his”を“his or her”へと変更）。

1 民事訴訟の提起

知的財産権の権利者がその権利を侵害された場合、本改正規則に基づき訴訟を提起することができる（本改正規則 Rule 3, Sec.2）。ここでいう権利者には、フィリピンが締約国である知的財産権および不正競争防止に関する協定、条約、その他取り決めに参加している外国に事業所を有する個人または法人も含まれる（本改正規則 Rule 3, Sec.2）。

訴訟手続は、請求の原因を構成する主要な事実および証拠を含む申立書を提出することで開始される（本改正規則 Rule 3, Sec.3）。その際、連番付きの Q&A 形式にて記載される宣誓供述書も併せて提出する必要がある（本改正規則 Rule 3, Sec.5）。申立てから 5 日以内に被告が呼び出しを受け、その後被告は 30 日以内に答弁書を提出しなければならない。一方、被告の答弁書に反訴が含まれる場合、原告は当該反訴に対する答弁書を 15 日以内に提出しなければならない。改正前とは異なり、被告の提出した答弁書に反論の根拠となる事実を証明する証拠が付され

ている場合には、原告が答弁書に対して再反論することも認められている（本改正規則 Rule 4）。

また、管轄権の欠如、重複訴訟、既判力および時効を理由に申立てを却下することが可能となった。手続延期の申立てが許可される場合も定められたが、不可抗力や証人の身体的な証言能力の欠如等を理由とする場合に限られ、また、定められた手数料を支払わなければならない（本改正規則 Rule 3, Sec.4）。

本改正規則は、呼出状の代理人宛の送達およびフィリピン国外への送達についても認めている。後者については、フィリピンが締結国である国際的な取り決めに基づいて行われる（本改正規則 Rule 4）。

判決は結審後 60 日以内に下される。これは通常の訴訟における 90 日の規定よりも短い（本改正規則 Rule 8, Sec.1）。

2 刑事訴訟の開始

刑事訴訟の場合、予審に先立って予備尋問（本改正規則 Rule 12）および罪状認否が行われ（本改正規則 Rule 13）、予審後に 30 日を上限とする裁判所による調停が必ず実施される（本改正規則 Rule 6, Sec.5）。開廷の必要があると裁判所が判断した場合には、裁判日程が予審の決定として述べられる（本改正規則 Rule 6, Sec.9）。裁判は、予審終了後もしくは追加ヒアリングが実施された日から 60 日以内に開始され、初公判から 60 日以内に終了する（本改正規則 Rule 6, Sec.9）。

裁判迅速化のため、本改正規則は日程延期、事実に関する当事者間の合意、証人および各種手続のタイムラインについて従来に比較して厳格なルールを採用している。

3 その他の改正概要

本改正規則はまた、特許（本改正規則 Rule 17）、商標（本改正規則 Rule 18）、不正競争（本改正規則 Rule 18）および著作権（本改正規則 Rule 19）に関わる訴訟において認められる証拠を列挙している。

例えば、著名商標であると認定される条件が明記された（本改正規則 Rule 18, Sec.3）。また、商標権侵害および不正競争に関する訴訟において「実際の使用」を証明する証拠として、以下のものが列挙されている（本改正規則 Rule 18, Sec. 2）。

- (a) 使用されている商標が付されたラベル
- (b) フィリピンにおいて販売される商品または提供されるサービスを明確に示すウェブサイトページ
- (c) 実際に使用されている商標が付された商品もしくは容器またはサービスが提供されている施設の写真
- (d) フィリピンで販売されている商品または提供されているサービスに実際の商標が使用されていることを示すパンフレットや広告資料
- (e) オンライン販売の場合で、商品またはサービス提供に関する領収書、または、フィリピン国内で商品が販売されており、または、フィリピン国内でサービスが利用可能であることを示す他の同様の使用の証拠
- (f) 商標の実際の使用を示すサービスに関する契約書のコピー
- (g) その他の裁判所が証拠として認める可能性があるもの

なお、商標を単に印刷または複製したに過ぎない証拠は、実際の使用を証明する証拠としては認められない。

特許権または商標権の侵害、不正競争いずれに関しても、特許証または登録証明書がその有効性の明白な証拠とされる。著作権に関してはそのような証拠は存在しないが、著作権については、著作物に明記された者が著作権者であると推定される（本改正規則 Rule 19, Sec.3）。

裁判所規則に記載された証拠および証拠開示に関するルールが、知的財産権に関する訴訟にも補足的に適用される（本改正規則 Rule 16, Sec.5）。証言録取その他の証拠開示において電子的手段を用いることも認められた（本改正規則 Rule 5, Sec.3）。

さらに、本改正規則は、侵害品の処分および破壊についても定めている。知的財産権の侵害が立証された場合、侵害品、関連物もしくは装置の処分または破壊を、その処分または破壊の方法を指定して行うことができる（本改正規則 Rule 20, Sec.1）。通常、破碎、裁断、埋立地への廃棄または焼却等によって行われるが、裁判所は、商品、物品または装置の性質および状況に応じて、人道的使用のための寄付を行う命令を出すこともできる（本改正規則 Rule 20, Sec.4(b)）。

【ソース】

A.M. No.10-3-10-SC (2020 Revised Rules of Procedure for Intellectual Property Rights Cases) <https://sc.judiciary.gov.ph/14365/>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）